



植調協会の除草剤試験中間現地検討会 — 支部長活動を通じて感じたこと —

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事
近中四支部長
伊達 寛敬

「植調誌」の巻頭言に寄稿させていただく機会を得て、これまでに近中四支部長活動を通じて感じたことの中で、植調 GLP 試験、除草剤・生育調節剤技術確認圏を取り上げた。今回は、植調協会の夏作関係除草剤試験中間現地検討会（以下、中間現地検討会）を取り上げ、紹介させていただきたい。

植調協会の事業には、植物調節剤の検査・検定事業、研究開発事業及び普及啓発事業の3つがある。その植物調節剤の検査・検定事業の中に、植調協会の各支部が主催する中間現地検討会（主に水稻関係除草剤試験）があり、主に各府県の持ち回りで、委託試験圃場の状況視察・検討や当該年度の間中成績が検討される。

ちなみに、植調協会には7つの支部が開設されており、近中四支部管内は、近畿2府4県、中国5県、四国4県、計15府県からなる地域である。近中四支部主催の中間現地検討会は、近畿、中国、四国の各ブロックをローテーションして開催している。開催時期は当該府県の水稻栽培にあわせて5～7月とし、期間は2日間で、1日目午後には委託試験圃場の視察・検討、2日目午前には中間成績の検討を行う。それに引き続き、2日目午後には支部研修会（中国・四国雑草研究会、近畿中国四国農業試験研究推進会議作物生産推進部会問題別研究会（雑草管理）との3者共催）を開催している。

2023年度は、兵庫県で4年ぶりに対面で開催し、2024年度も山口県で同様に対面で開催した。兵庫県での対面開催前の3年間は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止又はWeb会議形式で対応せざるをえなかった。この3年間は、植調協会の開催会議もほぼWeb会議形式で、パソコンを通して会議出席者となつがっている。Web会議形式にも、対面に比べて多くの関係者が出席でき、比較的都合がつきやすいという面がある。ただ、この3年間は、パソコンの画面だけで、直接お目にかかったことがない方も多かった。私事ではあるが、当協会の大谷理事長も、2023年7月の近畿中国四国地域中間現地検討会にご出席いただいて、初めて対面でお目にかかった次第である。

あらためて、中間現地検討会の対面での開催について考え

てみた。私が岡山県立農業試験場に勤務していた数十年前の記憶をたどると、作物生産等、各分野において、現地検討会なるものが毎年開催されていた。開催は各府県の持ち回りで、当該府県の試験研究機関の視察や現地圃場の視察・見学等が実施されていた。私にとって、各府県での農業の一端を知る機会となったことは良かったと思っている。現在では、様々な事情で、そのような現地検討会の多くが開催されていないと聞いている。

一方、植調協会の中間現地検討会では、試験委託するメーカーやその委託先の公的試験研究機関及び植調試験地の担当者、またご指導いただく植物調節剤の検査・検定事業推進委員会の委員及び専門調査員、そして植調関係者等の多くの方々が登場し、委託試験圃場の視察・検討、現地圃場の視察等が実施されている。さらに、近畿中国四国地域では、例年、中間成績検討会の中で、開催府県の農業や水稻栽培の概要を紹介していただいている。開催府県の農業や水稻栽培の概要を知ることが、検討会出席の方々にとっての一助になれば幸いである。

最後に、2023年度、2024年度の2か年、中間現地検討会で多くの関係者が対面で情報交換できたことは意義のあることであり、夏作関係除草剤の委託試験はその対面した方々を中心に実施されていることをあらためて確認できた次第である。

今後とも、水稻の除草剤試験を始めとする植調協会の事業が、植物調節剤の試験関係者や生産者等に喜ばれ、農作物の生産性の向上と安定生産、農作業の省力化等に寄与することを期待している。